

多久市新型インフルエンザ等対策 行動計画概要版

新型
インフルエンザ



平成27年1月

計画の構成

計画は、3章で構成しています。

第1章 はじめに

1. 計画の目的、2. 取組の経過、3. 計画の位置づけ、
4. 対象とする疾患、5. 計画の変更

第2章 基本方針

1. 対策の基本戦略、2. 被害例、3. 対策の留意点、
4. 役割分担、5. 主要6項目、6. 発生段階

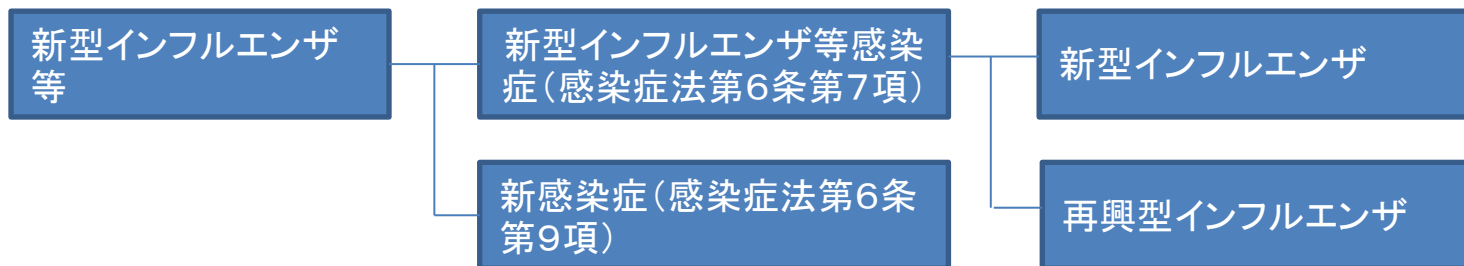
第3章 各発生段階に おける対策

1. 未発生期、2. 発生疑い期、3. 海外発生期、
4. 国内発生期、5. 県内発生早期、6. 県内感染期、
7. 小康期

第1章 はじめに

○多久市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、政府行動計画や佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年1月作成)が新たに作成されたことを踏まえ、特措法第8条の規定に基づき、新たな「多久市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。

○対象とする感染症



※感染症法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

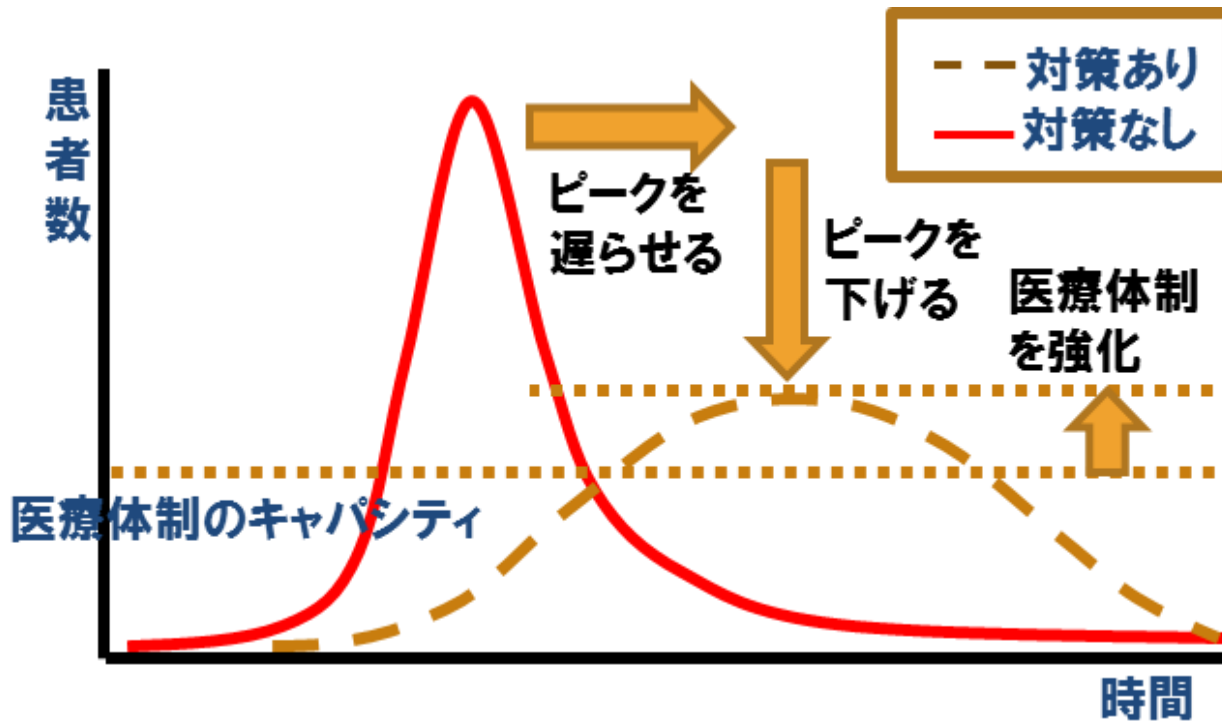
○計画の目的

- ・市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
- ・感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限に留めるための各種対策を実施します。

第2章 基本方針 ①

○対策の目的と基本方針

感染拡大のスピードを遅らせ、感染者・患者数をできるだけ低い水準に抑制・推移させ、医療体制を強化することで、医療提供体制を確保するとともに、まん延防止対策をとり、社会・経済機能の維持に努めることで、市民等の生命及び健康を保護し、並びに市民生活や経済活動に及ぼす影響が最少となるよう対策を講じる。



第2章 基本方針 ②

○新型インフルエンザ等発生時の被害想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、1つの例として以下のように示しています。

項目	多久市		(佐賀県)		(全国)	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関受診者数 (感染率 25%以上)	約 2,200 人 ～約 4,300 人		約 8.7 万人～約 17 万人		約 1,300 万人 ～約 2,500 万人	
病原性(国の区分)	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 90 人	約 330 人	約 3,500 人	約 13,000 人	約 53 万人	約 200 万人
一日最大入院患者数	約 20 人	約 70 人	約 680 人	約 2,600 人	約 10.1 万人	約 39.9 万人
死亡者数	約 30 人	約 110 人	約 1,100 人	約 4,300 人	約 17 万人	約 64 万人

注意1 中等度:アジアインフルエンザ相当 重度:スペインインフルエンザ相当

注意2 治療薬・ワクチン等の介入効果、国内の医療体制、衛生状況等はいずれも考慮していません。

※佐賀県の数字は国の想定を基に推計[(佐賀県)≒(全国)×0.0067]

※多久市の数字は県の想定を基に推計[(多久市)≒(佐賀県)×0.025]

第2章 基本方針 ③

○対策の基本となる6項目

【実施体制】

新型インフルエンザの発生や緊急事態宣言が行なわれた場合などに備え、「多久市新型インフルエンザ等対策情報連絡室」や「多久市新型インフルエンザ等対策本部」を速やかに設置し、対応を図ります。

【情報の提供・共有】

危機管理に関わる重要課題となることから、各発生段階に応じて適切な提供に努めます。また、市民からの相談についても、佐賀県と連携し対応を行いません。

【感染予防・まん延防止】

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療供給体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、医療体制への負担を最小限に留めます。

【予防接種】

特措法に基づく予防接種には「特定接種」と「住民接種」の2種類があります。

（特定接種）：医療関係者やライライフ従事者などが対象となります。

（住民接種）：インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定します。

【医療】

地域の医療資源には限りがあるため効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ検討します。

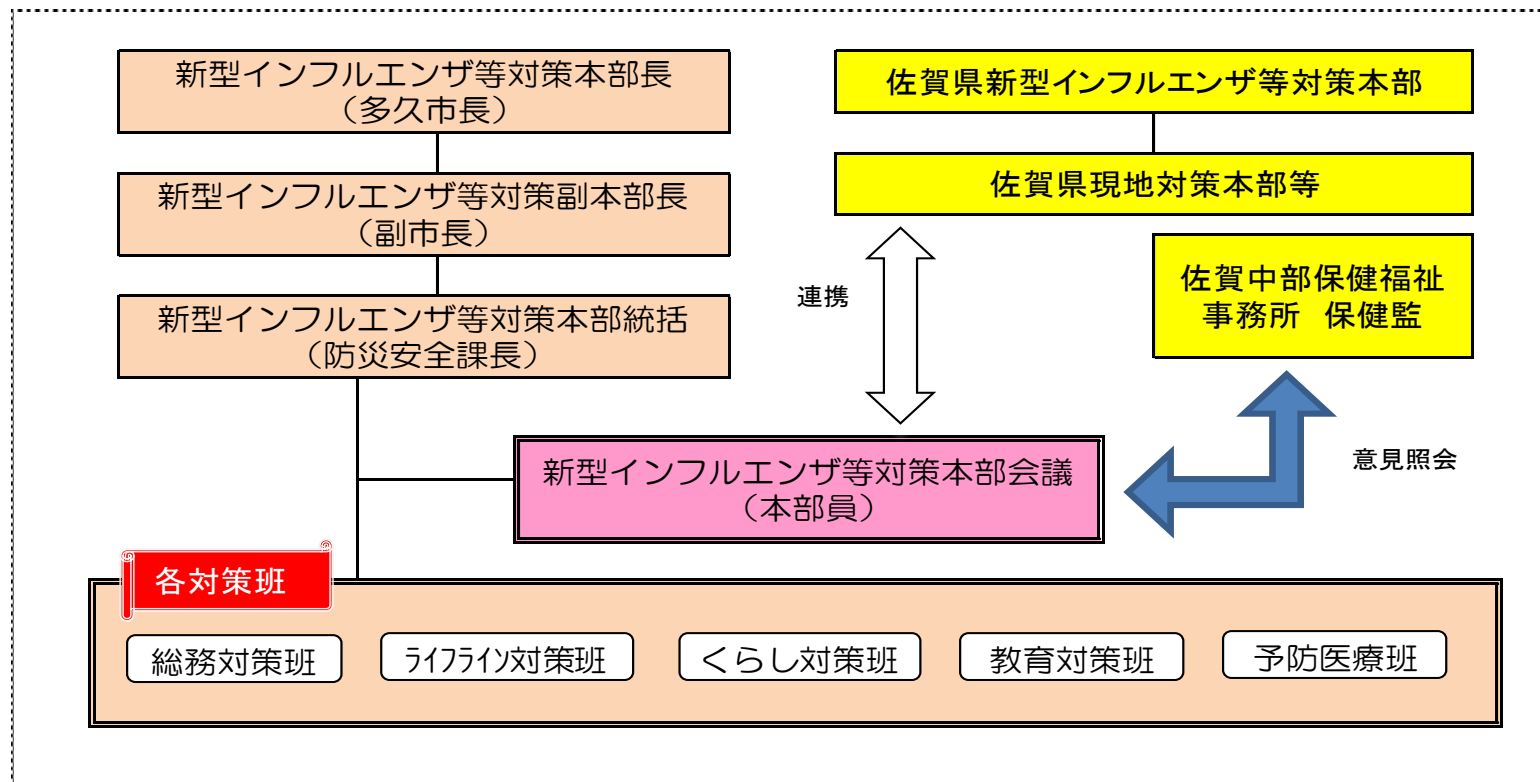
【市民生活及び経済活動の安定】

ピーク時には社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招く恐れがあります。市、医療機関、事業者及び市民は、それぞれの役割に応じ、発生前から十分な準備を行い、互いに協力し、危機を乗り越えることが重要です。

【対策組織図】

緊急事態宣言がなされている時

多久市新型インフルエンザ等対策本部 組織図



第3章 各発生段階における対策 ①

○発生段階

新型インフルエンザ等の発生状況に応じた対策を効果的に実施するため、発生段階については、県の設定に従うこととし、次のように定めています。県内発生後の発生段階は専門家会議の意見を踏まえ、県が判断し公表することになっています。

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	発生疑い期	海外で新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内（隣県含む）で発生がない状態
	県内発生早期	県内（隣県含む）で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内感染期	県内感染期	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなってから、流行が終息するまでの状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
—	再燃期	患者の発生が再び増加傾向を示した状態

第3章 各発生段階における対策 ②

○各発生段階ごとの対策内容

各発生段階	対策内容
未発生期	行動計画の作成、国・県との連携強化、感染対策の普及、情報提供手段の検討、施設等使用制限への体制構築、学校等の連絡体制の整備、地域保育計画の策定、特定接種体制の構築、医療体制の構築、要援護者体制の整備
発生疑い期	情報連絡室の設置、情報の共有、感染対策の普及、予防接種実施体制の確認、医療体制の確認、市民活動及び経済活動の安定に向けた各対策の確認
海外発生期	情報連絡室の設置継続、相談窓口の設置、市民への情報の提供、多数の者が利用する施設への情報提供、施設使用制限への準備要請、地域保育の準備、イベントの中止検討、特定接種の体制構築、医療体制の確認、ライフラインの維持、緊急保育の対応準備
国内発生期	情報連絡室の設置継続(緊急事態宣言後は対策本部の設置)、相談窓口の充実強化、市民への協力要請、多数の者が利用する施設への情報提供、施設使用制限への準備要請、地域保育の準備、イベントの中止検討、特定接種の実施、住民接種体制の構築、医療体制の確認、ライフラインの維持、緊急保育の対応準備
県内発生早期	情報連絡室の設置継続(緊急事態宣言後は対策本部の設置)、相談窓口の充実強化、市民への協力要請、学校等の臨時休業、外出自粛要請、施設の使用制限、市施設の閉鎖、イベントの中止、特定接種の実施、住民接種の開始、入院措置の実施、専門外来の設置、遺体の火葬・安置、ライフラインの維持、緊急保育の実施
県内感染期	情報連絡室の設置継続(緊急事態宣言後は対策本部の設置)、相談窓口の充実強化、市民への協力要請、学校等の臨時休業、外出自粛要請、施設の使用制限、市施設の閉鎖、イベントの中止、特定接種の実施、住民接種の開始、定員超過入院、時間外診療の拡充、遺体の火葬・安置、ライフラインの維持、緊急保育の実施
小康期	対策本部の廃止、相談窓口の縮小、臨時医療施設の閉鎖、対策の評価、第二波に対する対策、緊急事態措置の縮小・中止